論壇

『ストック・オプション税制の考察』

宮森俊樹
【芝】

はじめに

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（いわゆるストック・オプション税制）は、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって、人材を確保するための有効な手段となっている。

令和5年度税制改正では、スタートアップ企業の創業からIPO（株を投資家に売り出して証券取引所に上場し、誰でも株取引ができるようにすること）までの年数の平均が12年超で推移しており、その事業展開を後押しする観点から、ストック・オプション税制の見直しが行われた。

本稿では、ストック・オプション税制の制度の概要及び令和5年度改正の内容について考察する。

Ⅰ　制度の概要

ストック・オプションとは、株式会社等が自社又は子会社の取締役、執行役、使用人（一定の大口株主等を除く。以下「取締役等」という。）若しくは権利承継相続人又はその株式会社の特定従事者等に対して付与する自社株式を一定の期間内にあらかじめ定められた権利行使の日における価額で購入することができる権利とされる。このストック・オプション等については、ストック・オプション税制の適用を受けて取得する「税制適格ストック・オプション」とその適用を受けないで取得する「税制非適格ストック・オプション」に区分される。

ストック・オプション等を行使する場合の課税関係は、次のとおりとされている。

1　原則

株式会社等の取締役等が、その株式会社等の付与決議に基づき与えられた新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権を行使することにより株式を取得した場合における経済的利益については、給与所得、退職所得、一時所得、事業所得又は雑所得として課税されることになる（所基通23～35共－6）。

この場合において、権利行使により取得する株式のその権利行使の日における価額からその権利行使に係る譲渡価額又は新株の発行価額などを控除した金額が経済的利益とされる（所令84③）。

2　税制適格ストック・オプション

会社法の規定に基づく決議により新株予約権（無償で発行されたものに限る。）を与えられる者とされたその決議（以下「付与決議」という。）のあった株式会社若しくはその株式会社がその発行済株式（議決権があるものに限る。）若しくは出資の総数等の100分の50を超える数等を直接若しくは間接に保有する関係にある法人の取締役等若しくは権利承継相続人又はその株式会社の特定従事者が、次に掲げる要件が定められた付与契約に従って権利行使した場合の経済的利益については、取得した株式を譲渡するまでその給与課税が繰り延べられ、株式を譲渡したときに株式譲渡益課税（申告分離課税）の対象として一括して課税されることとなる（措法29の2、措令19の3）。

①　権利行使は、付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年又は15年（令和5年度税制改正により追加：下記Ⅱ1参照）を経過する日までの間に行わなければならないこと。

②　権利行使価額の年間の合計額が1200万円を超えないこと。

③　1株当たりの権利行使価額は、ストック・オプションの権利付与契約締結時におけるその株式の1株当たりの価額相当額以上とされていること。

④　新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること。

⑤　権利行使により取得する株式は、一定の方法によって金融商品取引業者等の振替口座簿等に記載等がされること。

⑥　契約により新株予約権を与えられた者は、契約を締結した日から新株予約権の行使の日までの間において国外転出をする場合には、国外転出をする時までにその新株予約権に係る契約を締結した株式会社にその旨を通知しなければならないこと。

⑦　契約により新株予約権を与えられた者に係る中小企業等経営強化法の認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき新株予約権の行使の日以前に認定の取消しがあった場合には、その新株予約権に係る契約を締結した株式会社は、速やかにその者にその旨を通知しなければならないこと。

3　税制非適格ストック・オプションをその発行会社に譲渡した場合

居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利を発行法人から与えられた場合において、その居住者の相続人等がその権利をその発行法人に譲渡したときは、その譲渡の対価の額からその権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払いをする事業所得に係る収入金額、給与所得の収入金額、退職所得の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る収入金額とみなして課税される（所法41の2、224の3）。

Ⅱ　令和5年度税制改正

1　権利行使期間の上限の延長

ストック・オプション税制の適用対象となる新株予約権に係る契約を締結した株式会社が、次に掲げる要件を満たすもの（いわゆるスタートアップ企業）である場合には、その新株予約権の行使は、付与決議の日後15年（改正前：10年）を経過する日までの間に行わなければならないこととされ、権利行使の期間が延長された（措法29の2①一、措規11の3①）。

①　株式会社が、付与決議の日においてその設立の日以後の期間が5年未満であること。

②　株式会社が、付与決議の日において金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社以外の会社であること。

2　調書の記載事項の追加

上記1の改正に伴い、「特定新株予約権の付与に関する調書」について、その新株予約権の行使が付与決議の日後10年を経過する日の翌日以後の日までの間に行わなければならないこととされている場合には、その株式会社の設立の年月日を記載することとされた（措規別表第6（1））。

3　適用関係

①　上記1の改正は、取締役等又は特定従事者が令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式については、なお従前の例による（令和5年改正法附則31）。

②　上記2の改正は、特定新株予約権でその付与をした日が令和5年4月1日以後であるものについて適用され、特定新株予約権でその付与をした日が同日前であるものについては、なお従前の例による（令和5年改正措規附則13①④）。

おわりに

新しい資本主義実現会議のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日）における「スタートアップ育成5か年計画」では、創業数と創業規模の両面でわが国のスタートアップの成長を促すため、スタートアップへの投資額を、現在の8000億円規模から、5年後に10倍を超える規模（10兆円規模）とすること、ユニコーンを100社、スタートアップを10万社創出することなど大きな目標が掲げられている。

令和5年度税制改正により、事業化に時間を要するディープテック（具体例：ロボティクス、半導体技術、量子コンピュータ、新素材、二次電池及びバイオテクノロジーなどの差別化された高度な科学・エンジニアリング技術分野）又は海外展開等を積極的に行うため未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップ企業における人材確保の実現に寄与することが期待される。